

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

全日本金属情報機器
労働組合（JMIU）
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL：03-3583-9037
FAX：03-5562-0853

定価 月 500円

●次号 かいな「2016年5月16日発行です。」

IBMで働く仲間のみなさん、私は2012年の最初の「ロックアウト解雇」以来、不当解雇を絶対に撤回させたいという思いで、日本IBMの仲間とともに全力でとりくんできました。

現在の日本IBMの労働争議の状況を説明し、不当な解雇や賃金減額を許さず、くらしと雇用をまもるために力を合わせることが心から訴えます。

「賃金減額」が強行されたなかで、多くのみなさんは「次は誰の番なのか」「私は大丈夫だろうか」という恐ろしさや心配に胸を痛めてきたのではないのでしょうか。事実、3月末までに大量の退職者をつくりだそうとして、退職金の割増などを公然とおこなってきましたが、「ロックアウト解雇」はもちろんのこと「パワハラ退職強要」もできなくなりました。

「賃金減額」は「撤回を」は性懲りもなく前回の裁判で請求したもの以外は起こらないという頑な

JMIU
中央執行委員長
生熊茂実



組合に入らなくとも雇用を守ろう

裁判勝利で、乱暴な解雇や一方的な賃金減額をストップ

ロックアウト解雇無効
賃金減額裁判も弁済降参

「賃金減額」が強行されたなかで、多くのみなさんは「次は誰の番なのか」「私は大丈夫だろうか」という恐ろしさや心配に胸を痛めてきたのではないのでしょうか。

は、業績不良であるかどうかの「評価」の是非ではなく、賃金制度そのものが違法かどうかでした。それはPBC評価という「完全相対評価」による「下位成績者」に対して「大幅な賃金減額」を連続できる賃金制度であり、労働組合との協議もせず一方的に決定した賃金制度でした。

な姿勢を変えなかつたため、やむをえず「賃金減額」第2次裁判をおこなざるを得なくなりました。あまりにも異常な会社の対応ではないでしょうか。結果は見えています。裁判所からは「請求認諾をしておいて、どうやって同じ理由の裁判を争うのですか？」と問われることは明らかです。無駄な抵抗はやめて即刻「賃金減額」を撤回すべきです。

会社の病気を治す医師
労働組合に加入しよう

日本IBMの「ロックアウト解雇」は、①「経営者が勝手な都合で解雇できる」アメリカ型の解雇を持ち込もうとした、日本の解雇規制、日本の労働法規に対する挑戦でした。②また日本IBMでの退職強要に對抗し、多くの仲間の雇用を守ってきたIBMの労働組合を弱めようとした卑劣な攻撃でした。しかしこのもくろみは（2面へ続く）

職場復帰の決意新たに 3.28ロックアウト解雇裁判報告決起集会

5次にも渡る一連の日本IBM不当解雇事件における最初の勝利判決が出た3月28日夕方、全労働者連合館にて、報告決起集会が行われました。JMIU



祝福する小田川全労連議長

全面勝利に大きな反響 3・30本社前宣伝行動

ロックアウト解雇裁判の勝利判決を受け、3月30日に箱崎本社前で宣伝を行いました。用意したチラシが瞬く間になくなり、反響の大きさを



IBM本社前でビラ配布

第三次ロックアウト解雇撤回裁判 証人尋問スケジュール

期日(2016年)	開始時間	法廷	証人
5月20日(金)	10:00	東京地裁 527号	クロスDEL. ENT西日本SOL DEL 速水 優
	11:30		OIOソリューションズ 安居 淳一
	13:30		金融第三SOLデバリー. 第二デバリー 長田 圭史
	14:00		原告 A

テニス界の妖精シヤラポワが引退の危機。ドーピング対象薬物の追加通知を見落とし、新たに加わった禁止薬物を使用し続けたため▼この世界でもルールの変更はあるが、その変更は適切に実施されなければならぬ。シヤラポワについては、彼女自身のミスが大きい▼IBMでは2月29日に「給与調整日の変更」の発表が突然なされ、4月と12月だった給与調整日が9月に一本化された。これでは4月昇給を当てにしていた社員は5ヶ月分の給与と6月賞与で昇給の恩恵を受けられない。さらに今年の評価も加味して調整額を決めるという。人事によると変更の理由は「グローバルに合わせる」だけで合理的な説明は全くない▼それなら9月給与調整への変更は来年以降にするべきである。ゲームの途中でルールを変更するのは不正そのものである。（F）

祝いの言葉で勝訴実感

ロックアウト解雇裁判原告の声

3月28日、13時10分、緊張が高まる中で開廷し、裁判長が第一次3人と第二次2人の判決骨子を順番に淡々と読み上げていきまし。原告が被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。一瞬、判決の意味が理解できま

3月28日、13時10分、緊張が高まる中で開廷し、裁判長が第一次3人と第二次2人の判決骨子を順番に淡々と読み上げていきまし。原告が被告に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。一瞬、判決の意味が理解できま



地裁前で勝利の旗出し

米国流解雇日本はダメ
提訴から3年間の苦

今回の一審判決に対して、原告・被告共に控訴したため、裁判は法廷を高裁に移して続きますが、引き続き、みなさんのご支援をお願いします。最後に、この場をお借りして、組合や弁護士、支援者のみなさんにお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。(酒)

支援の皆さんに感謝

ロックアウト解雇第1次2次裁判の判決が3月28日に東京地裁から出され、原告の会社への復帰とともに、解雇時から判決確定日までの賃金支払が命令されました。そして賃金支払いの原資を確保するため、組合は会社資産の差し押さえを行いました。

ロックアウト解雇裁判 会社資産差押え報告 絵画4千万円相当差押え

当日16時半に東京地裁の執行官らが箱崎本社に立入り、絵画4点・評価総額3905万円を差し押さえました。この間、箱崎本社前で20人の組合員と支援者が、通行する人にチラシ配布とスピーカーによる宣伝をする中で、「執行官、頑張れ!」と声援を送りました。声援の甲斐もあつて、高価な絵画を見つけることができ、差し押さえは成功裡に終了しました。

（一面から続き）崩れ去りました。裁判所も、「解雇には社会通念上の重大な理由がなければならぬ」として、アメリカ型の解雇は許さないという姿勢を示しました。日本IBM支部は、JMITUはじめ全国の労働組合の支援を得て元気に活動して、組合員も増やしています。日本IBMでは、解雇や「賃金減額」という脅しの人事施策がおこなわれました。職場は暗くなっていますか、生き生きと働いていますか。こんな状態を続けていて、みんながよい仕事ができる会社が発展するでしょうか。

デジタル・セールス事業で

コミッションカットを強行か

社内の一部門でコミッションカットが行われているという情報が得られました。デジタル・セールス事業において、2015年下半年(2H)の営業報酬(コミッション)のカットが行われている、というのです。

担当取締役が強行か

デジタル・セールス事業担当のA取締役が「そもそも、営業目標(Budget)が少なすぎた」とか「ラッキーな数字が多かったのを減らすべき」などと強硬に主張しているとのこと、このような理由でコミッションのカットが強行されるのでは、特に目標を超過達成した所属社員からみて納得のいくものとは言えません。A取締役は(2015年当時は)

「コミッション」が営業のモチベーション

デジタル・セールスは好調ですとポール与那嶺社長やグローバルにいい顔をしていたそうですが、今になってコミッションをカットするのは許せません。

デジタル・タイプ、担当のお客様(デトリリー)およびクォータが通知されます。2015年のインセンティブ・プランは、すでに昨年通知が完了していますので、それを、営業活動を終えて結果がわかってしまった今年になつてから変えてしまうというのは、いわば「あと出しジャンケン」です。A取締役のツルの一声でコミッションのカットが行われているのであれば、A取締役が人件費の削減を通して会社への貢献度

営業報酬(コミッション)とは

半年単位で営業目標金額(クォータ)を設定し、契約締結金額の目標に対する達成度合いに応じて、原則2月と8月に営業に支払われます。目標金額を超過達成(100%以上)すると、100%までの歩合よりも高い比率でコミッション支払いが行われる設定になっています。営業職の人にとっては、貴重な収入源です。

営業職も組合へ!

営業職のみなさん、このように、いざ結果が出たあとになって、「お前はここの契約に貢献していない。たまたまデトリリーに入っていただけで、契

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SW事業部 ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアルアプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファニリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-0853 メール:jmiu-ibm@ibekkoamene.jp ウェブ:http://www.jmiu-ibm.org/		

注)上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611(代) Web: http://tokyolaw.gr.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577